

## 答 申 書

( 答申第 6 2 号 )

平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日

---

### 1 審査会の結論

北海道警察本部に係る平成 4 年度から平成 9 年度までの報償費の支払に関する支出証拠書類を非開示としたことについて、実施機関等が当審査会で主張を変更した後も非開示とする部分を非開示とすることは妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨 別紙 1 のとおり

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成 4 年度から同 9 年度までの北海道警察本部、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署（ただし、札幌方面栗山、夕張、滝川、門別及び静内警察署を除く。）における報償費の支出に関する支出証拠書類（債権者の請求書を含む。）であり、別紙 2 の左欄の「本件公文書に記録されている情報」欄に掲げる情報が記録されている。

報償費の支出に当たり、警察本部については、平成 5 年度までは、支出命令書が用いられ、平成 6 年度以降は、財務会計トータルシステムが導入されたことにより支出負担行為兼支出命令書が用いられている。また、平成 7 年度は、前渡資金支払決定書も用いられている。

各方面本部、警察学校及び各警察署では、前渡資金支払決定書が用いられている。

支出命令書、支出負担行為兼支出命令書又は前渡資金支払決定書は、支出する内容等によって、科目明細書、債権者内訳書、控除内訳書などが併せて用いられる。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち別紙 3 の整理番号 1 から 19 の公文書については、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「新条例」という。）による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（昭和 61 年北海道条例第 1 号。以下「旧条例」という。）第 8 条第 1 項本文（個人情報）に規定する非開示情報、第 9 条第 1 項本文（法人情報）に規定する非開示情報及び同条第 2 項第 1 号（公共安全情報）に規定する非開示情報に該当するとして、また、整理番号 20 から 45 の公文書については、新条例第 10 条第 1 項第 1 号（個人情報）に規定する非開示情報、同項第 2 号（法人情報）に規定する非開示情報及び同項第 3 号（公共安全情報）に規定する非開示情報に該当するとして、非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙 3 の 45 件の異議申立ては、いずれも同一人からの開示請求であって、平成 4 年度から平成 9 年度までの報償費に係るものであるから、

当審査会は併合して審議することとした。

イ 平成15年4月14日に開催された北海道情報公開審査会第一部会において実施機関及び参加人である北海道警察本部（以下「実施機関等」という。）は、本件公文書に記録されている情報がすべて非開示情報に該当する旨の当初の主張を変更し、その後、平成15年7月7日に開催された同部会においても主張の一部をさらに変更した。それら変更後の主張を整理すると、別紙2の右欄の「実施機関等の主張の変更内容」欄に掲げるとおりとなる。

ウ 異議申立人は本件処分の取消しを求めているが、平成15年4月30日付けで、異議申立人から当審査会に提出された意見書によると、本件公文書に記録されている情報のうち警察職員や支出の相手方の特定に関する情報（以下「債権者情報」という。）の非開示について異論を唱えるものではないとしており、事務局で異議申立人に対しその真意を確認したところ、平成15年6月20日付けで、債権者情報に関する異議申立てを取り下げる旨の書面の提出があった。

エ 以上の実施機関等の主張の変更と異議申立人による異議申立ての一部取下げにより、当審査会は、実施機関等が主張変更後も非開示を維持するとしている情報のうち異議申立人が異議申立てを取り下げた情報を除いた情報について、その妥当性を判断することとした。

なお、審議の対象は、別紙2に掲げる部外講師等謝金及びその他謝金に係る金額に関する情報のうち実施機関等が主張変更後も非開示を維持するとしている次の情報（以下「金額等情報」という。）である。

(ア) 支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書に係る金額等情報

本科目の仕訳金額、総支給額、兼支出命令額、控除額、請求総額、単価、品名毎の金額、小計額、科目明細書の兼支出命令額、合計額、債権者内訳書の兼支出命令額、科目仕訳書(甲・乙)の金額、控除内訳書の所得税額、控除額合計、支出内訳書の金額、(報)、(給)納付書・領収証書の支給額、税額及び合計額

(イ) 前渡資金支払決定書に係る金額情報

請求総額、単価、品名毎の金額、小計額、支給額、所得税、住民税、差引現金支給額、各欄合計額、科目明細書(甲)の支払金額及び科目仕訳書(甲)の金額

(3) 旧条例第8条第1項本文又は新条例第10条第1項第1号(個人情報)の該当性について

ア 旧条例第8条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

なお、旧条例第8条第1項本文において、特定個人情報から除外される情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって、実施

機関が自ら作成し、又は取得したもの等が該当すると解されている。

また、新条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

旧条例の特定個人情報に該当し、新条例第10条第1項第1号にあてはめた場合にも非開示情報となる情報及び新条例第10条第1項第1号に該当する情報について、以下「個人情報」と称する。

イ 金額等情報について

実施機関等の説明によれば、部外講師等謝金は、部外講師謝金、生活設計推進計画策定委員謝金、原稿校正謝金、報道連絡担当者会議講師謝金等であり、その他謝金は、全国警察音楽隊演奏会出席謝金、警察史編纂謝金であることが認められる。

実施機関等は、金額等情報については、債権者が個人の場合、特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたい情報であるため、非開示とする必要があると主張する。

ウ 当審査会は、実施機関等が個人情報に該当するとして非開示とした金額等情報について、本件公文書を見分し、以下のとおり判断した。

(ア) 金額等情報に記録されている情報は、実施機関が部外講師等謝金及びその他謝金として支給した報償費の支給額、所得税額、差引支給額等であることが認められる。

実施機関等は、主張変更後、部外講師等謝金及びその他謝金に係る債権者が個人の場合は、氏名を開示するとしていることから、本件公文書に記載された支給対象者が一人の場合に金額等情報を開示すると、当該個人の謝金に係る支給額や所得税額等が明らかとなる。このような情報は、当該個人の所得に関する情報であり、社会通念上、通常他人に知られたいものと認められることから、個人情報に該当する。

(イ) 実施機関等は、債権者が個人の場合であっても、本件公文書に記載された支給対象者が複数の場合における支給額、所得税額及び差引支給額等の合計金額（以下「支給対象者が複数の場合における合計金額」という。）は、開示するとしている。

支給対象者が複数の場合における合計金額については、これを開示すると、当該合計金額を支給対象者数で割ることにより、概ねの個人の支給額等を推定することはできるが、平均金額であり、個人ごとの支給額等までが明らかになると認めることはできないので、個人情報には該当しない。

(ウ) 以上のことから、金額等情報については、債権者が個人の場合であっても、本件公文書に記載された支給対象者が一人の場合は非開示とすることが妥当であるが、支給対象者が複数の場合は開示することが妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年 5月11日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 理由説明書、 公文書非開示決定通知書の写し、 公文書開示請求書の写し、 異議申立ての概要、 対象公文書の写し)の提出
平成10年 5月28日	
平成10年 6月 8日	
平成10年 6月11日	
平成10年 6月12日	
平成10年 6月24日	
平成10年 9月11日	
平成10年 9月25日	
平成10年 9月30日	
平成10年 6月 1日 (第 1回審査会)	
平成10年 7月 6日 (第 2回審査会)	新規諮問事案の報告 18件 (整理番号 2～ 19)
平成10年 8月 4日 (第 3回審査会)	北海道警察本部に係る同一の異議申立人からの他の諮問事案と併せて審議進行をすることを確認
平成10年 9月30日 (第 5回審査会)	新規諮問事案の報告 24件 (整理番号20～ 35、 37～ 44)
平成10年11月 4日 (第 6回審査会)	新規諮問事案の報告 2件 (整理番号36、 45)
平成13年 4月23日 (第38回審査会)	新条例の一部改正により 北海道警察本部が事案関係者から参加人となる。
平成13年9月10日 (第43回審査会)	本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成15年 3月17日 (第一部会)	審議
平成15年 4月14日 (第一部会)	実施機関から「報償費に係る支出証拠書類の非開示項目及び非開示理由について」と題する書面の提出 参加人から「報償費執行目的別開示基準表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を変更した。 審議

平成15年 5月12日 (第一部会)	異議申立人から意見書(平成15年 4月30日付け)の提出 審議
平成15年 6月16日 (第一部会)	審議
平成15年 6月20日	異議申立人から「異議申立一部取下書」の提出
平成15年 7月 7日 (第一部会)	参加人から「報償費執行目的別開示基準表」と題する書面の提出 審議
平成15年 8月 5日 (第一部会)	審議
平成15年 9月 1日 (第一部会)	審議
平成15年10月 1日 (第一部会)	審議
平成15年10月14日 (第54回審査会)	答申案審議
平成15年10月16日	答申